

いじめ防止基本方針

1, 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 2 条）

いじめとは「当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象である児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。なお、いじめの認知は、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した上で、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」本学では、いじめ対応委員会（後述）が見極めを行う。

2, いじめ防止のための基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる行為である。本学の建学の精神にある「共生」に基づいて行われている学内の秩序と平穏な教育環境を乱し、本校生徒としての本分に著しく反した行為であり、別に定める特別指導の対象として、厳正且つ適切に対処する。

3, いじめ防止のための基本方針（いじめ防止対策推進法 13 条）

① いじめを防止・いじめに関する共通理解といじめに向かわない態度・能力の育成のための道德教育の充実をはかる。また、互いに認め合いながら建設的に関係を建設・解決していける力を育成する。

- (1) 各学年ごとに、学期 1 回の合同礼拝を行う。
- (2) 月 1 回 学監による宗教法話を行う。
- (3) 宗教の授業に、建学の精神「共生」を盛り込んだ情操教育の促進を組み入れる。
- (4) 情報の授業に、高度情報化社会の現状と問題を扱う内容を組み入れる。
- (5) 学級活動において、日常的にいじめの問題について触れる。
- (6) 生徒会を中心に児童生徒自らがいじめの問題を学び、主体的に考え取り組みを行う。
- (7) 教員の共通理解を進めるために研修を、随時行う。また、保護者の参加できる講演会を行う。

② いじめは、たとえささいな兆候であっても、早い段階から複数の教員で的確に関わり、軽視することなく積極的に認知することが大切である。早期発見のために実態の把握や情報交換のための措置を行う。

（いじめ防止対策推進法 28 条）

<クレペリン検査について>

- (1) 年 1 回のクレペリン検査を行い、クラス全体及び各生徒の傾向の分析を行う。
- (2) 検査結果は、担任が本校の相談係（カウンセラー）と個別に面談した上で、活用する。
- (3) 学年主任は、相談係（カウンセラー）と学年の傾向一覧表をもとに、該当学年の傾向を把握し、各クラス担任が指導に活かせるように配慮する。
- (4) 各学年の傾向一覧表とクラスの一覧表は、2 部複写して、一部を相談室・別冊を生活係で保管する。
- (5) 各クラスの個別表は、クラス担任が厳重に保管し、次年度の学年会に移行できるようにする。
- (6) 本学の専任教科担当は、担任・相談係・生活係の結果の分析解説を受け、その指示の元で検査結果を閲覧できることとする。
- (7) 検査結果が出たのち、いじめ対応委員会の全体会にて、実態把握や事後の対応などを検討する。

<アンケート（質問票）について>

- (1) 早期発見のための措置として、各学期に1回、全生徒を対象に適宜アンケートを行う。
 - (2) アンケートの係が、簡易集計したのち、各学年と担任が閲覧し、学年会で共通理解をはかる。
 - (3) 各学年での実態把握が終了したのち、いじめ対応委員会の全体会での検討を行う。
 - (4) アンケート結果への対応方針は、必ず全体会か、それに準じる複数の教職員で協議し決定する。
- ・各学年会では、日常的に児童生徒の行動把握ができるように、クラスの様子・欠席日数の状況などの情報を、学年会全員で共有できるような機会を必ず設ける。
 - また、必要に応じて、相談係（カウンセラーや養護教諭）の出席や助言を受けることが出来るとする。
 - ・相談係との教育相談会を随時設定する。
- ③ いじめの実態把握とともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気相談体制を整備する。
- (1) 児童・保護者・教員が相談できる体制を整備するため、相談室の案内を常時、教室に掲示すること。
 - (2) 無料電話相談のポスターなど、外部の組織の相談機関の案内を教室・学内の掲示板に常時掲示する。
 - (3) 各学年に、学年主任を除き相談係を2～3名おいて、相談しやすい環境を作る。
 - (4) 集まった情報を、いじめ対応委員会で検討し、教職員全体で共有できるようにする。
- ④ いじめの防止、問題解決のための恒久的な調査研究を推進する。
- (1) 学校全体の調査研究や研修を推進していくものとする。
 - (2) 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年1回以上の、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題などに関する校内研修を行う。
 - (3) PTAの各委員会と協力して、PTA対象のセミナー等を開催する。
 - (4) 定期的に、生徒・保護者に対する講習会や広報・啓発活動を行う。
 - (5) ネット上でのいじめを防止、問題解決を図るために、情報収集係として、随時インターネットを監視する係を学年別に設置する。
 - (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策のため、1学期中に生徒向け講演会を催す。
- ・1年生は、入学後のオリエンテーションの中で、外部講師による講演会を設定する。
 - ・入学式前の保護者ガイダンスで、特に携帯電話について学則だけでなく、情報通信端末の契約時点での注意事項やネット等に関する情報を提供する。
 - ・2、3年生に対しては、1学期中に学年集会等をひらき、ネット等の活用におけるモラルを指導する。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、必要に応じて情報配信の停止を求めたり、情報を削除できるように法務局または地方法務局の協力を求める。（プロバイダ責任制限法に基づく）
 - ・「情報通信端末類の使い方及び追加の本学規定」に関しては、別に定める。
- ⑤ 複数の教職員・心理・福祉の専門家その他により構成される組織を置くこと。
- （いじめ防止対策推進法 22 条）
- (1) いじめの早期発見や防止及び、問題解決のための協議機関として、常設の委員会を設置する。
 - (2) この「いじめ対応委員会」において、いじめの防止・早期発見・問題解決や啓発活動等を統括する
 - ・学校基本方針に基づく取り組みの実施・年間計画の作成・情報収集と記録や情報共通を行う。
 - ・いじめの疑いに関わる情報があった時は、緊急対応会議を開いて、事実の調査や実態の把握・指導や支援の体制づくり・保護者への連絡と連携といった対応を組織的に行う。
 - (3) いじめ対応委員会については、下記4の役割を担う。

4, 特設の委員会「いじめ対応委員会」について<個別のいじめに対して学校が講ずるべき措置>

教頭・生活指導専任・教務係・生活係・相談係・カウンセラーと学年主任・学年の担当者を構成員とする。
(下記図を参照) この委員会では、本学の基本理念と方針に基づいて、以下の活動と総括を行う。

①いじめの事実確認

- (1) いじめにかかわる情報が入った場合、すみやかに担任・学年主任に報告する。
 - (2) 担任・学年主任は生活指導部(部長・副部長)と教務係と相談し、教頭(学校長)に報告する。
 - (3) 必要に応じて、養護教諭や相談係・カウンセラーと協議の上、「緊急対応会議」を招集する。
 - (4) 緊急対応会議で、方針を決定し、「調査班」を編成し、必ず複数で事実確認をし、事態の把握を行う。
 - (5) 緊急対応会議で、「いじめが認知」された場合、「全体委員会」を招集する。
 - (6) 調査班は内容について記録し、処置原案を作成し、全体委員会で検討する。
 - (7) 全体委員会で、「対応班」を編成し、事後の指導体制や保護者への説明・再発の防止等を協議する。
- ・いじめに関する情報の削除・発信者情報の開示に関する法律に基づいて教頭・校務係の協力を要請する。
 - ・懲戒・出席停止などの適切な運用を明示すること。(内規及び指導別冊を参照)

② いじめをうけた生徒または保護者に対する支援・助言<調査班・対応班>

- (1) 事実関係を把握したら、迅速に保護者にも連絡し、保護者の理解や納得を得るよう協力を要請する。
- (2) 学内の特別指導規程(懲戒を含む)に基づいて処置を行い、その後の支援を協議、検討する。
- (3) 生徒及び保護者が、カウンセラーの面談を受けることなど、継続的に観察できる体制をつくること。
- (4) いじめにより集団生活に不安または緊張を覚える事になったため相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた生徒に、適切な支援を受けつつ学習することができるよう支援する。
- (5) いじめが起きた集団に対しても、再発防止のために必要な教育的な働きかけを講ずること。

③ いじめを行った生徒または保護者に対する支援・助言

同上

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めたとき

- ・委員会が各部署と協議の上、学校長・教頭と相談し所轄警察署に報告する。
- ・保護者を含め該当生徒に対して、必要な情報提供と説明を行うこと。

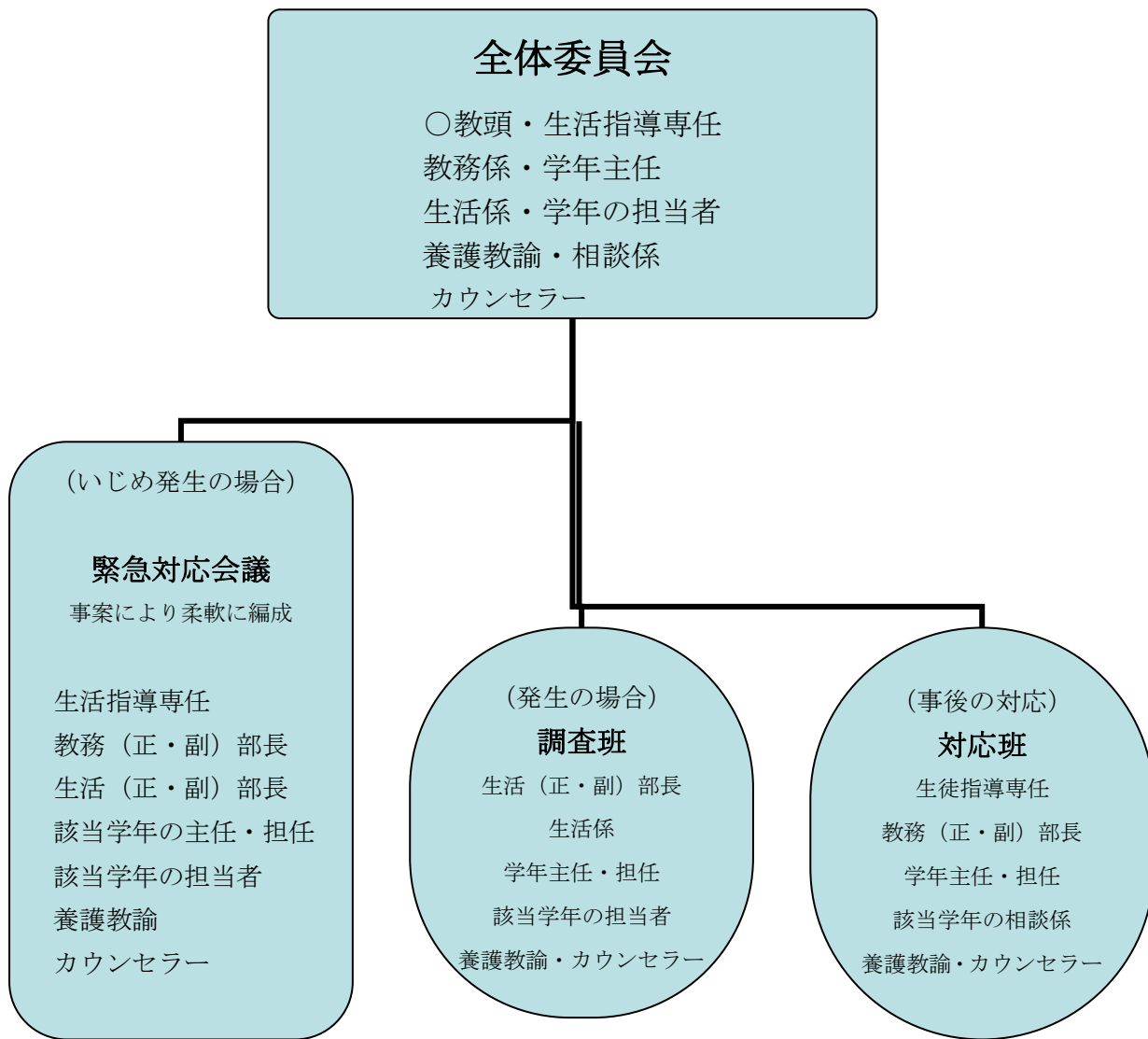
⑤ 「重大事態」が発生した際の対応

(いじめ防止対策推進法 28 条①)

「重大事態」とは、いじめにより生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いのある時。
または、いじめを受けた生徒が、相当の期間(年間 30 日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある時をいう。

- (1) 事実関係を明確にし、当該調査に係る調査等の情報を保護者に情報を提供する。
- (2) 自殺・身体の重大な障害・金品の重大な被害・精神性の疾患を第 1 号の重大事態とする。
- (3) 欠席日数については、文部科学省の不登校の定義に基づき、30 日を目安とあるが、学校の独自の判断「いじめ対応委員会の全体委員会」や「その他の校務機関」により、迅速に調査に着手する。
- (4) 「重大事態」が発生した場合は、都道府県知事に報告する。

《いじめ対応委員会の設置について》



情報を得た教職員～ 日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童生徒の訴え等の情報

↓
担任・学年主任

↓
生徒指導（正・副）部長 → 教頭・教務係へ報告 → 学校長へ報告

↓
緊急対応会議の招集

↓
事案の報告と共通理解・調査方針の決定と分担（調査班の編成）

緊急対応会議 「いじめの認定」

<調査班> 事実確認と方針の決定・処置の原案作成

<対応班> 保護者への説明・事後指導体制の編成

↓
職員への周知（必要に応じて職員会議等を行う。）

<調査班> 特別生徒指導の内規及び、その付記規則により処置の決定を行う。

<対応班> 問題の解消と経過観察・指導の体制を報告し、確認を行う。

必要に応じて、私学協会・警察等の期間への支援要請や報告を行う。

↓
全体委員会 経過報告と再発の防止・未然防止活動について協議する。